

## 島根県第三者承継・統合型支援補助金交付要綱

(通 則)

第1条 島根県第三者承継・統合型支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「適正化法施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助目的)

第2条 本補助金は、県内中小企業者が第三者承継により経営資源を引継いだ後に必要となる設備投資（以下「補助事業」という。）に係る経費の一部を補助することにより、県内の後継者不在の中小企業者の廃業を未然に防止し、地域に必要な事業の継続、雇用の維持を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者をいう。
- (2) 県内中小企業者 法人にあつては、県内に登記簿上の本店及び主たる事業所を有し、議決権の過半数が県内に本店を有する法人又は県内に住民票を有する個人の保有である中小企業者であるものをいう。個人事業主にあつては、県内に住民票上の住所地及び主たる事業所を有する中小企業者であるものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (4) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。
- (5) 経営資源 会社又は個人事業を営むうえで必要となる有形又は無形の財産をいう。
- (6) 被承継者 自己の有する経営資源の全部又は一部を自己以外の者に引継がせる者であつて、以下の要件を満たすものをいう。
  - ア 県内に本店又は主たる事業所を有すること。
  - イ 前期又は前々期の売上高が原則5億円以下であること。
  - ウ 従業員を5名以上雇用していること。ただし、中山間地域の場合は、従業員を3名以上雇用していること。

- エ 商工会又は商工会議所が地域に必要と認める事業であること。
- オ 島根県事業承継・引継ぎ支援センターに登録し、従前から継続的支援を受けていること。
- (7) 承継者 被承継者から経営資源の全部又は一部を引継いだ県内中小企業者をいう。
- (8) 親族 被承継者の3親等以内の血族、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、3親等以内の姻族をいう。
- (9) 親族等 親族、被承継者又は親族と生計を一にする者をいう。
- (10) 特別関係者 親族又は親族等が議決権を有する法人及びこれらに相当すると認められる者をいう。この場合において、議決権の保有割合等については、直接的又は間接的に有することにより判定する。
- (11) 資本関係者 被承継者の親会社、子会社、関連会社及びこれらに相当する関係にあると認められる者をいう。この場合において、議決権の保有割合等については、直接的又は間接的に有することにより判定する。
- (12) 従業員 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇い入れた日から31日以上雇用見込みがある、雇用保険の対象となる者をいう。
- (13) 中山間地域 島根県中山間地域活性化基本条例施行規則（平成11年島根県規則第22号）第2条に定義する区域をいう。

（補助対象経費及び補助対象期間）

- 第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限は、別表1のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
- 2 補助事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日（同日が島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する県の休日の場合には、その前日）までとする。
- 3 補助事業の実施にあたっては、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めること。

（補助事業者等の要件）

- 第5条 補助の対象となる事業者は、次の各号をすべて満たすものとする。
- (1) 補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点から1年前までの間又は第6条の規定に基づく補助金交付の申請までに承継者になったもの。なお、実態として県内中小企業者でないと判断されるなど、本補助金の目的にそぐわないものは補助対象外とする。
- (2) 経営資源の引継ぎ後も、雇用継続を希望する従業員を引き続き雇用していること。
- (3) 経営資源の引継ぎの実施手法が株式又は持分の譲渡の場合、実施後は、承

継者が議決権の全てを有し、かつ、被承継者は一切の議決権を有しないこと。また、経営資源の引継ぎの実施手法が株式又は持分の譲渡以外の場合、被承継者から承継者への経営権の承継が行われており、被承継者は廃業すること。

- (4) 引継いだ事業が今後も継続されると認められること。
- (5) 特別関係者でないこと。
- (6) 経営資源の引継ぎ以前において、資本関係者でないこと。
- (7) みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。
- (8) 島根県税の滞納がないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
- (10) 日本標準産業分類大分類における農業、林業、漁業を行う事業者でないこと。

#### （補助金交付の申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、島根県事業承継・引継ぎ支援センターを経由して、県が別に定める期日までに、知事に申請しなければならない。

- 2 島根県事業承継・引継ぎ支援センターは、前条の申請書に事前確認書（様式第2号）を添付して、知事へ提出することとする。
- 3 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### （補助金交付の決定）

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助事業者へ交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又は条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受けた日から7日以内に知事へ補助金交付申請の取下げ(様式第3号)を申請することができる。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業に関する収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を備え付け、これを補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事へ補助事業の変更申請書(様式第4号)を申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 対象経費の総額の20%を超える増減をしようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
  - ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、より効率的に目的の達成に資すると考えられる変更
  - イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

2 知事は前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ承認可否の回答(様式第5号)を通知する。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業の中止(廃止)申請書(様式第6号)により、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ中止(廃止)申請の回答(様式第7号)を通知する。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに遂行状況報告書(様式第8号)と関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して 30 日を経過する日又は補助対象期間の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 9 号）を知事へ報告すること。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条の報告を受けたときは、速やかに検査を実施し、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。

(補助金の支払)

第 15 条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の額が確定し、支払を受けようとするときは、知事へ精算払請求書（様式第 10 号）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消)

第 16 条 補助事業者は、第 10 条の規定に基づく補助事業の内容及び経費の変更の承認を行った場合、若しくは第 11 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を行った場合又は別表 2 の規定に該当すると判明したときは知事へ報告するものとする。

- 2 知事は前項の報告を受けたときは、補助事業者の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 3 補助事業者は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じ、知事へ返還することとする。

(財産の管理及び処分)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格が 50 万円以上又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他財産に限る。以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（様式第 11 号）を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、若しくは債務の担保に供しようとするときは、県へ処分承認申請書（様式第 12 号）を申請し、承認を受けなければならない。
- 3 県は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、当該取得財産の処分承認適否の回答（様式第 13 号）を補助事業者へ通知するものとする。

- 4 補助事業者は、前項の規定の承認を受け、取得財産等を処分することによって、収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。ただし、当該取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過している場合を除く。

（効果報告）

第18条 事業者は、補助事業が完了した最終会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後60日以内に実施効果報告書（様式第14号）を知事へ報告するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助率、補助上限及び補助対象経費

| 補助率 | 補助上限                       | 補助対象経費         | 内 容   |
|-----|----------------------------|----------------|---|
| 1/2 | 1,000 万円<br>又は<br>600 万円※1 | 備品機械設備等<br>購入費 | 経営資源の引継ぎ後に必要となる専<br>用の機械器具・備品の購入に要する<br>経費      |
|     |                            | 施設改修費          | 経営資源の引継ぎ後に必要となる既<br>存施設を改修する設計料、工事費、<br>運搬費等の経費 |
|     |                            | 撤去費            | 経営資源の引継ぎ後に必要となる既<br>存施設の撤去に要する経費                |

※ 1 中山間地域の被承継者から引継ぐ従業員数が 5 名未満の場合

別表 2（第 16 条関係）

補助金の交付決定の取消

|  |
|--|
| 補助事業者が、法令、要綱若しくは別に定める規定に基づく県の指示等に違反したとき。             |
| 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき                          |
| 補助事業者が、補助事業に関して、不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき                  |
| 補助事業者が、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき |

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

私は、島根県第三者承継・統合型支援補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。